

日本パペットセラピー学会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、日本パペットセラピー学会(the Japanese Puppet Therapy Association:略 JPTA)とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を名古屋市中村区森田町3-6-6に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本における腹話術又は人形術(パペッター)の医療、保育、特別支援教育、心理療養、福祉等への新たな取り組みとして、研究及び研究者間の学術的提携を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関誌「パペットセラピー(Puppet Therapy)」、DVD、その他の刊行物の編集、刊行及び配布
- (2) 会員の研究促進のための年次の会合(日本パペットセラピー学会大会)の開催
- (3) 会員が本会の運営に関して審議する年次会合(日本パペットセラピー学会総会)の開催
- (4) 内外の諸文献、情報・資料などの調査、収集及び紹介
- (5) 研究会、講習会その他必要な会合の開催
- (6) 内外の関係諸学会、諸団体との提携
- (7) 会員の共同研究を推進するための諸活動
- (8) パペットセラピストの認定
- (9) その他必要な事業

(倫 理)

第5条 研究並びに発表に関する倫理については、倫理要綱を別に定める。

第2章 会員

(種 別)

第6条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び名誉会員とする。

(正会員)

第7条 正会員は、本会の趣旨に賛同し、腹話術又は人形術(パペッター)に関する心理学的研究や学術的関心をもち、次の各号のいずれかに該当し、理事長の承認を得た者とする。

- (1) 心理学、社会学、教育学、法学、医学などに精通している者
- (2) 腹話術のインストラクター技術に精通し、指導、教育者として認められる者
- (3) その他前号に相当する資格があると認められる者

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、本会の運営に賛同し賛助する個人または団体で、理事長の承認を得、本会が定める賛助金を納入したものである。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、医療、保育、特別支援教育、心理療法、福祉等の領域において顕著な業績を残した者、又は本会の運営に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得たものとする。

(入会)

第10条

- 1 正会員としての入会しようとする者は、理事長が、別に定める入会申込書により、入会金及び年会費を添えて、理事長に申し込むものとする。
- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知し、入会金及び年会費を返還しなければならない。
- 4 会員は、別に定める年会費を毎年4月末日までに納入しなければならない。

(会員の権利)

第11条

- 1 正会員は、本会が営むあらゆる事業に参加し本会の編集出版物について無料配布、又は会員特典割引を受けることができる。
- 2 名誉会員は、選挙に関する事項を除き、正会員と同等の権利を有するものとする。
- 3 賛助会員は、日本パペットセラピー学会大会に参加し、本会の編集出版物について無料配布、又は会員特典割引を受けることができる。

(会員の資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第13条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第14条

- 1 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。
 - (1) この会則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第15条 会員としてすでに納入した入会金、年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第16条

1 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- (3) 名誉理事長、顧問等若干名

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第17条

1 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が、1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第18条

1 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 理事の中から毎年大会長を選出し、大会長がその年の大会運営を推進する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

5 名誉理事長及び顧問等は名誉職であり、会の運営・発展に寄与するものとし、年会費は免除とする。

(任期等)

第19条

1 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第20条

- 1 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第21条

- 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第22条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第23条

- 1 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第25条 総会は、以下の条項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び年会費の額
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
その他新たな事務の負担及び権利の放棄

- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条

- 1 通常総会は毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分に1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第18条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第27条

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第30条

- 1 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第31条

- 1 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条2号の場合には、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条

- 1 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条及び第40条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条

1 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しな

ければならない。

第5章 資産

(構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第42条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第43条 本会の会計は、会計原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第46条

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条

- 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条

- 1 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、

速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第51条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て認証を得なければならない。

(解散)

第52条

1 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(清算人の選択)

第53条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第54条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、清算人の判断に委託するものとする。

(合併)

第55条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本会の公告は、インターネット等に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条

- 1 本会に、この会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第58条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第60条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成20年6月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。